

精神疾患合併妊婦受入促進事業実施要綱

令和4年8月1日
保健医療部長決裁

1 目的

この事業は、分娩を取り扱う病院及び診療所（以下「産科医療機関」という。）に従事する医師及び助産師等の精神疾患への対応能力向上を図るため、精神疾患合併妊婦受入促進事業を実施する産科医療機関に対して補助金を交付し、地域における精神疾患合併妊婦等の円滑な受入体制を構築することを目的とする。

2 事業の実施主体

当該年度において精神疾患合併妊婦、精神疾患が疑われる妊婦を受け入れる産科医療機関とする。

3 事業の内容

産科医療機関において精神科医師等を確保し、精神疾患合併妊婦等への適切な対応方法について、精神科医師等が定期的に産科医療従事者に対し必要な指導や支援を行う。これにより、産科医療従事者の精神疾患合併妊婦等への対応能力向上を図る。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、精神疾患合併妊婦受入促進事業費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和4年8月1日から施行する。